

病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金の交付については、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及び病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、要綱において使用する用語の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 薬学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学において、薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修める者をいう。
- (2) 免許所有者 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第7条第1項の規定に基づき薬剤師名簿に登録されている者をいう。
- (3) 補助対象期間 交付申請を行う日の属する年度に支援対象者が対象施設で勤務している期間のうち、支援対象者の奨学金の償還の債務の履行の開始日以降の日であって、支援金等の支給を行う日の属する最初の月（支援金等の支給を複数月分まとめて支給する場合、その対象期間の最初の月）から最後の月までをいう。

(対象施設の登録)

- 第3 対象施設の登録を受けようとする病院の開設者（県立病院にあつては、事業管理者。以下同じ。）は、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象施設申込書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に基づき提出された書類を審査し、対象施設として登録したときは、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象施設登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
 - 3 登録を受けた対象施設の開設者は、要綱第3第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象施設登録取消届出書（様式第3号）により知事に届け出なければならない。
 - 4 登録を受けた対象施設の開設者は、登録事項（研修プログラムの内容の変更を含む。）を変更したときは、速やかに病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象施設登録変更届出書（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

(対象施設の登録の取消し)

- 第4 知事は、対象施設が次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設の登録の取消しその他必要な措置を行うことができる。
- (1) 虚偽の申込又はその他不正行為を行い、登録したことが明らかになったとき。
 - (2) 対象施設において、要綱第3第2項に掲げる要件を満たさないことが明らかになったとき。
 - (3) 対象施設としてふさわしくないと知事が認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該対象施設に書面で通知するものとする。

(対象者の認定要件)

- 第5 支援対象者となることを希望する者は、事前に知事から認定を受けなければならない。
- 2 認定を受けようとする者（以下「認定希望者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。
 - (1) 以下のいずれかを満たす者
 - ア 免許所有者
 - イ 募集年度の4月1日の時点で当該年度に大学を卒業予定の薬学生又は大学等を卒業若しくは修了した者で、薬剤師免許を取得する見込みの者
 - (2) 新たに県内の病院に薬剤師として勤務する意思を有している者。ただし、認定を受けようとする年

度の前年度から申込時点まで岩手県内で病院薬剤師として勤務していない者に限る。

- (3) 大学等在学中に奨学金の貸与を受けており、償還残額がある者であって、次のいずれかの奨学金を償還予定の者（奨学金償還が開始している場合、償還の滞納がない者。）
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
 - イ その他の貸与型奨学金のうち、償還免除条件がない又は償還免除条件はあるものの、貸与を受けている者が償還免除条件を満たす見込みがないと認められるものであって、知事が適当と認める奨学金
- (4) 対象施設に就職後、補助対象期間の1.5倍の期間（以下「補助条件期間」という。）以上にわたって、継続して病院薬剤師の業務に従事することを希望する者
- (5) 募集年度の3月31日時点で40歳未満の者

（対象者の申請）

第6 認定希望者は、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象者認定申請書（様式第5号）を対象者の募集期間中に知事に提出しなければならない。

（対象者の認定）

第7 知事は、第6の規定により病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象者認定申請書の提出があった場合は、審査を実施し、対象者を認定したときは、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象者認定通知書（様式第6号）（以下「認定通知書」という。）により、認定された者（以下「認定者」という。）に通知するものとする。認定しないときは、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象者不認定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。なお、認定期間は認定された時点から補助条件期間の終了日までとする。

- 2 申請があった場合は、知事が別に定める選考基準により認定者を決定する。なお、申請年度に限り、認定者の要件を満たす者のうち、認定者に認定されなかった者から、次点の認定候補者を選定することができる。
- 3 認定を受けた者が認定の取消し等の措置を受けた場合は、次点の認定候補者が繰り上がることとする。
- 4 第1項の規定による認定の定員は、募集要項に別に定める。

（認定者の届出等）

第8 認定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、届出書（様式第8号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 留年、休学又は復学したとき。
- (2) 停学処分を受けたとき、又は退学したとき。
- (3) 奨学金の貸与を受けなくなったとき、又は貸与の取消し等を受けたとき。
- (4) 就職したとき。
- (5) 対象施設に就職した後、休職、復職、退職又は転職したとき。
- (6) 対象施設に就職しないことが明らかになったとき。
- (7) 認定を辞退しようとするとき。
- (8) 薬剤師国家試験に合格した又は不合格となったとき。
- (9) 奨学金の償還を滞納したとき。
- (10) 奨学金の償還が免除されたとき。
- (11) 奨学金の償還が猶予されたとき又は猶予が終了したとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名その他知事が必要と認めるとき。

（認定の取消し）

第9 知事は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取消しその他必要な措置を行うものとする。

- (1) 留年又は休学により認定された年度内に卒業できないことが明らかになったとき。
- (2) 停学処分を受けたとき、又は退学したとき。

- (3) 奨学金が貸与されなかったとき、又は貸与の取消し等を受けたとき。
 - (4) 対象施設に就職した後、退職又は転職したとき。
 - (5) 対象施設に就職しないことが明らかになったとき。
 - (6) 薬剤師国家試験に不合格となったとき。
 - (7) 奨学金の償還を滞納したとき。
 - (8) 奨学金の償還が全額免除されたとき。
 - (9) 虚偽の申請若しくはその他不正行為を行い、認定を受けたことが明らかになったとき。
 - (10) 対象者として認定することがふさわしくないと認められるとき。
 - (11) その他、第5第2項で規定する対象者の認定要件又は第10第1項で規定する支援対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 第8第7号の規定により認定を辞退する旨届けられたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象者認定取消通知書（様式第9号）により認定者に通知するものとする。

（支援対象者）

第10 支援対象者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 知事から第7第1項の規定により認定を受けていること。
 - (2) 対象施設に薬剤師として正規雇用により就業していること。
 - (3) 貸与を受けた奨学金に償還残額があり、かつ、滞納なく償還していること。
 - (4) 岩手県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - (5) 研修プログラムに基づく研修を受講する意思があること。
 - (6) 補助条件期間以上、対象施設に勤務することができる者。ただし、県内の他の病院への出向等、知事が特に必要と認めるときは、対象施設以外で就業することができる。なお、産前・産後休暇の期間を含む月は、補助条件期間に含まれるものとする。
- 2 支援対象者は、補助条件期間終了後、県が実施する就業状況調査に協力しなければならない。

（交付申請）

第11 補助事業者は、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付申請書（要綱様式）に、別表第2に定める書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第12 知事は、第11に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めるときは、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（事業の実行）

第13 補助事業者は、次に掲げる事由により、やむを得ず補助金の交付決定を受ける前に補助事業に着手しようとするときは、あらかじめ病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付決定前事業着手届（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業を効果的に実施することが想定できる場合
 - (2) その他特に必要と認められる場合
- 2 知事は、前項の着手届を受理したときは、その内容を審査し、事前の着手が認められる場合は、その旨補助事業者へ通知するものとする。

（変更交付申請）

第14 補助事業者は、第11に規定する交付申請書の内容に変更があった場合は、病院薬剤師奨学金償還支援事業変更承認申請書（要綱様式）に、別表第2に定める書類を添付し、知事に申請しなければならない。

（交付決定の変更）

第15 知事は、第14の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容を変更することが適当と認めるときは、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付決定変更通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第16 補助事業者は、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金請求書（要綱様式）に、別表第2に定める書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（勤務状況報告及び補助条件期間終了報告）

第17 補助事業者は、支援対象者が補助対象期間終了後の第5第2項第4号に規定する補助条件期間中及び補助条件期間終了時、病院薬剤師奨学金償還支援事業勤務状況報告書兼補助条件期間終了報告書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第18 知事は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、当該補助事業者に対して既に交付した補助金（前年度以前に交付したものを含む。）の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 補助事業者から交付決定の辞退の申し出があったとき。
- （2） 補助事業者が、法令、規則、要綱の規定又はこの要領の規定に違反したとき。
- （3） 補助事業者が、法令、規則、要綱の規定又はこの要領に基づく処分若しくは指示に違反したとき。
- （4） 補助事業者が、不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けたとき。
- （5） 補助事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をしたとき。
- （6） 補助事業者が、交付決定時に附した条件を満たさなくなったとき。
- （7） 支援対象者が、対象施設の奨学金償還支援制度により支給を受けた支援金を補助事業者に返還したとき。
- （8） 支援対象者が、補助対象期間中及び補助対象期間終了後、補助条件期間において、対象施設で継続して勤務しなかったとき。
- （9） 支援対象者が、第10第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 前項の規定による交付決定の取消しは、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付取消通知書（様式第14号）により交付決定者に通知を行うものとする。

3 第1項の規定により返還を命ずる場合の返還額は、当該取消しに係る支援対象者について、既に交付した補助金額を交付期間の1.5倍の期間で除し、交付期間の1.5倍の期間と実際の就業期間との差を乗じた金額（1円未満切捨）とする。

4 前項における就業期間は月単位とし、ひと月に満たない日数は切上げとする。

5 第3項及び前項に定めるもののほか、補助金の返還については、規則に定める補助金の返還の例による。

（提出書類及び提出期日）

第19 要領により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第1のとおりとする。

（書類の提出方法）

第20 書類の提出は、県が別に定める受付窓口あてに持参、郵送等（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る。）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月30日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

（対象者の認定要件の特例）

2 第5第2項第2号の規定の適用については、令和8年度の募集に限り、令和8年度に新たに県内の病院に薬剤師として勤務した者も含むものとする。

別表第1

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
要領第3第1項	1 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象施設申込書 2 誓約書 3 研修プログラムの内容を確認できる書類 4 奨学金償還支援制度の内容を確認することができる書類 5 その他知事が必要と認める書類	第1号	1部	別に定める
要領第3第3項	1 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象施設登録取消届出書 2 その他知事が必要と認める書類	第3号	1部	速やかに
要領第3第4項	1 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象施設登録変更届出書 2 (研修プログラム変更の場合) 研修プログラムの内容を確認できる書類 3 (奨学金償還支援制度変更の場合) 奨学金償還支援制度の内容を確認することができる書類 4 その他知事が必要と認める書類	第4号	1部	速やかに
要領第6第1項	1 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象者認定申請書 2 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類(既卒者にあつては、奨学金償還証明書又はそれに類する書類) 3 大学等の在学証明書又は卒業証明書 4 大学等の成績証明書 5 免許所有者にあつては、薬剤師免許証の写し又は登録済証明書の写し 6 履歴書 7 その他知事が必要と認める書類	第5号	1部	別に定める
要領第8	1 届出書 2 認定通知書(第7号のみ) 3 免除等が確認できる書類(第10号のみ) 4 猶予されたことが確認できる書類(第11号の猶予されたときのみ) 5 その他知事が必要と認める変更の内容を証するために必要な書類	第8号	1部	速やかに
要領第13第1項	1 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付決定前事業着手届 2 事業計画書	第11号 要綱様式第2号	1部	事業を着手する前
要領第17	1 病院薬剤師奨学金償還支援事業勤	第13号	1部	当該年度の翌年度の

	務状況報告書兼補助条件期間終了報告書 2 支援対象者が補助対象期間終了後の第5第2項第4号に規定する補助条件期間において、継続して勤務したことを確認することができる書類 3 その他知事が必要と認める書類			4月15日。年度の途中で就業期間が終了した場合は、就業期間が終了した翌月の15日。
--	---	--	--	---

別表第2

条項	添付書類
要領第11	1 支援対象者の薬剤師免許証又は登録済証明書の写し 2 償還を支援する奨学金が償還義務のある貸与型であり、かつ償還残額があることを確認することができるもの 3 他の奨学金償還支援事業を併用する支援対象者がいる場合、その支援額がわかる資料の写し 4 県税事務所で発行する全税目の納税証明書（発行日から3箇月以内の原本） 5 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金研修プログラム実施計画書（様式第15号） 6 その他知事が必要と認める書類 ※1、2及び3の添付書類については、申請初年度に交付決定を受けた者が翌年度以降も申請する場合、内容に変更がないときは、提出を省略することができる。
要領第14	変更内容に応じて、下記の書類を添付すること。 1 支援対象者の薬剤師免許証又は登録済証明書の写し 2 償還を支援する奨学金が償還義務のある貸与型であり、かつ償還残額があることを確認することができるもの 3 他の奨学金償還支援事業を併用する支援対象者がいる場合、その補助額がわかる資料の写し 4 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金研修プログラム実施計画書（様式第15号） 5 その他知事が必要と認める書類
要領第16	1 給与明細書又は賃金台帳等支援対象者に奨学金償還を支援するための支援金を支給した月ごとの実績を確認することができる書類の写し 2 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金研修プログラム実施報告書（様式第16号） 3 奨学金の償還実績を証明する書類又は奨学金の償還実績を確認した証明書（証明書を提出する場合は様式第17号を使用すること） 4 その他知事が必要と認める書類